# 大分市における 地域生活支援拠点等の整備について



大分市障害福祉課 主査 則次 祐介 社会福祉法人シンフォニー 理事長 村上 和子

# 大分市の概要



人口·世詩	<b>持数 (</b> H30.8 <b>月末現在)</b>
総人口	478,873人
男性	229,917人
女性	248,956人
世帯数	220,221世帯

3年齡別	人口 (H30.8月末現在)
0~14歳	66,392人(13.9%)
15~64歳	286,774人(59.9%)
65歳以上	125,707人(26.3%)

# 大分市の概要

手帳保持者 (各年度末)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳	21,106人	21,139人	21,085人	21,021人
療育手帳	3,440人	3,631人	3,750人	3,823人
精神障害者 保健福祉手帳	3,030人	3,248人	3,576人	3,879人
合 計	27,576人	28,018人	28,411人	28,723人

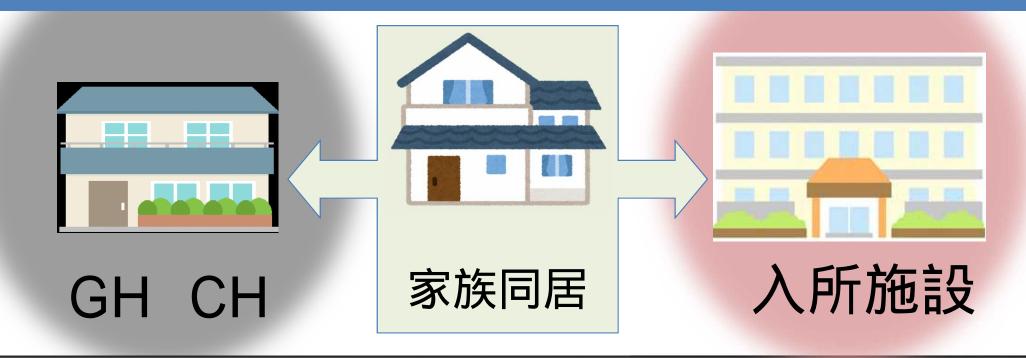
- ・障害者手帳所持者は増加傾向
- ・特に精神障害者の伸び率が大きい
- ・身体障害者数の伸び率は鈍化傾向だが、高齢化が進行

# 大分市の概要

サービス支給決定者数(平成30年3月末現在)			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3,717人	3,987人	4,396人	4,690人

市内のサービス事業所(施設)数(平成30年4月1日現在)					
居宅介護	100	宿泊型自立訓練	1	放課後等デイ	85
重度訪問介護	94	就労移行支援	22	保育所等訪問支援	6
行動援護	14	就労継続A型	34	障害児入所施設	1
同行援護	51	就労継続 B 型	62	計画相談支援	45
生活介護	29	共同生活援助	43	地域移行支援	10
短期入所	33	障害者支援施設	5	障害児相談支援	36
自立訓練	6	児童発達支援	26	合 計	703

## 地域生活の支援を進めているが、進まない



「親の立場から見て何が違うのか? 何があったら安心なのか?」 と10年前、聞かれた。

# いざというときの安心がほしい

緊急時に駆け つけて〈れる人 がほしい 夜間、急病人と救急車に 同乗して行〈と職員が不在 になるので困った 緊急に住まいを探してほ しいと相談が多いがどこも 満員で困っている

GH CH

相談支援センター

行動援護対応の方の入 居先が見つからない

将来に向けて体験 入居したいが 空いてない

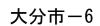
母親が入院予定だが、介護者がいなくなるので困っている

支援の専門知識や 技術を高めたい

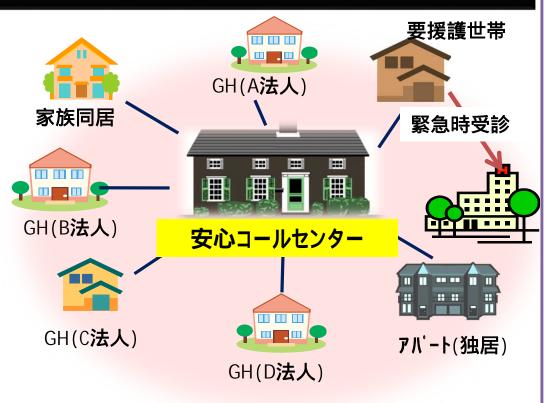
インシュリン注射 で困ってる



夜間は、相談支援センターも閉まっているので緊急時が不安だ



## 安心コールセンター(私案)



自法人だけのネットワークで実施するのではなく、エリアごとに複数の法人や関係者が協力して行うことが重要

24h365日安心の 相談支援

#### 1 . 緊急コール対応 (急な相談)

ホームや地域居住者等からの緊急 ヘルプコールの対応(24H)

#### 2.緊急時支援(駆けつける)

訪問系サービスや相談支援専門員等 により出動して支援を行う

- 3 . 緊急時ステイ(駆け込める)
  - 突発的な介護者不在や虐待・DV等による緊急一時避難的ステイ
- 4. プリステイ(泊りの練習)

単身生活や共同生活困難者を対象 に一定期間体験ステイを実施し生活 アセスメントにより生活上の課題と必 要な支援を明らかにする

5.専門的ケアステイ(重度者も)

専門的ケアが必要な行動援護対象 者や重症心身障害児者等に対する宿 泊型支援

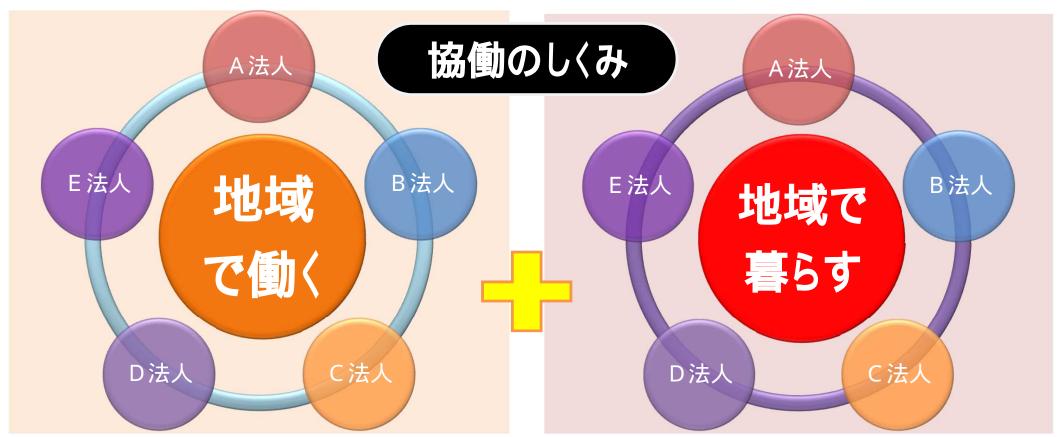
6 . **支援スタッフの**OJT (ともに支援)

緊急時対応スタッフに登録し、チームで業務を行うことにより専門性向上

## 大分市就労支援協議会



【事業者の声】: 親の高齢化が進む中、働〈支援だけでな〈生活面での支援が急増



### 平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

厚生労働省は、地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度において、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていくことを目的に「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施した。

本市は、地域生活支援拠点等の整備について、先進的に取り組むため、 モデル事業へ応募し、全国 9 箇所が選定され、その内の 1 箇所として事業を 実施した。

番号	都道府県	自治体	番号	都道府県	自治体
1	<del>ऻ</del> ॔॔ <del>ऻ</del>	栃木市	6	新潟県	上越市
2	栃木県	佐野市	7	京都府	京都市
3	千葉県	野田市	8	山口県	宇部市
4	古二47	大田区	9	大分県	大分市
5	東京都	八王子市			

## 大分市地域生活支援拠点等整備推進事業

### 事業目的

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者が住み 慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支える切れ目のな いサービス提供体制の構築を図る。

### 第4期大分市障害福祉計画

平成29年度末までに地域生活支援拠点等を市内に1箇所整備するよう努める。

実施主体	事業参画法人等		
大分市	社会福祉協議会 地域の関係団体	学識経験者 障害福祉サービス事業者等	

説明会を開催し、事業の周知を図るとともに協議会等への参画を募った。 8 社会福祉法人、1 医療法人から参画希望

## 大分市地域生活支援拠点等整備推進事業

## 事業内容

大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会の開催

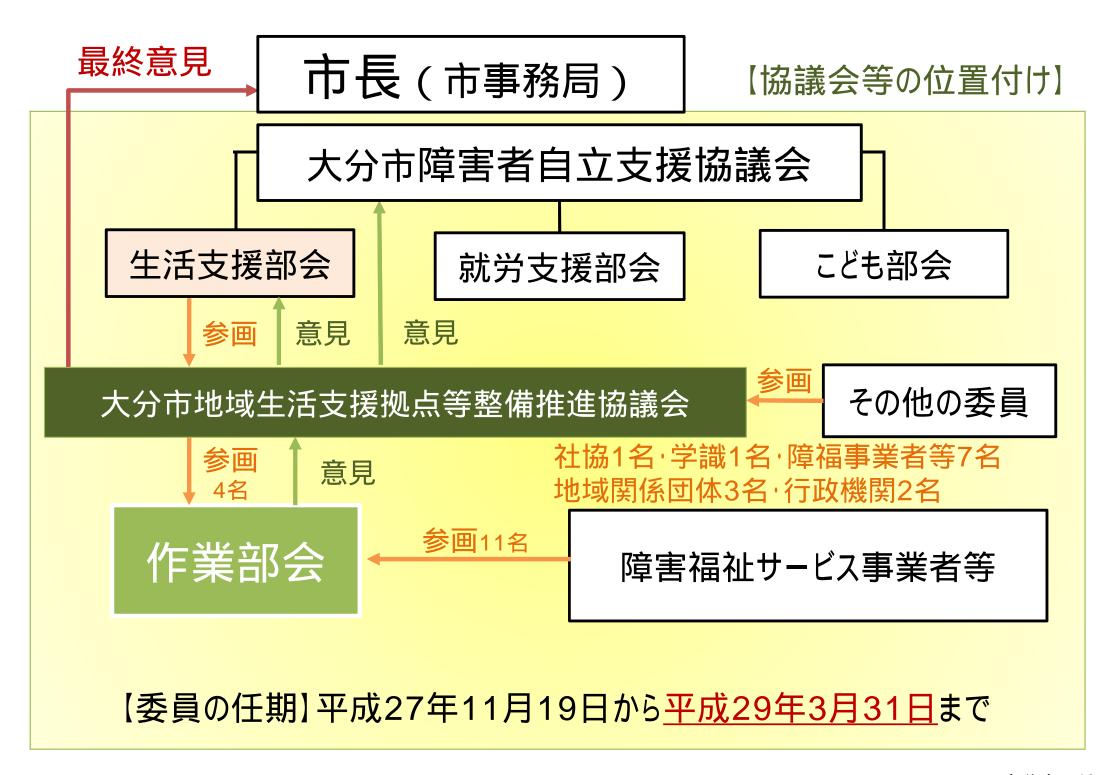
社会福祉協議会、学識経験者、障害福祉サービス事業者、地域の 関係団体等を構成員とする推進協議会を設置し、市内の実情に応じて、どのような機能をどれだけ整備していくか等について検討 (平成28年度中に整備内容を取りまとめ)

作業部会の開催

協議会に作業部会を設け、具体的な検討・調査等を実施

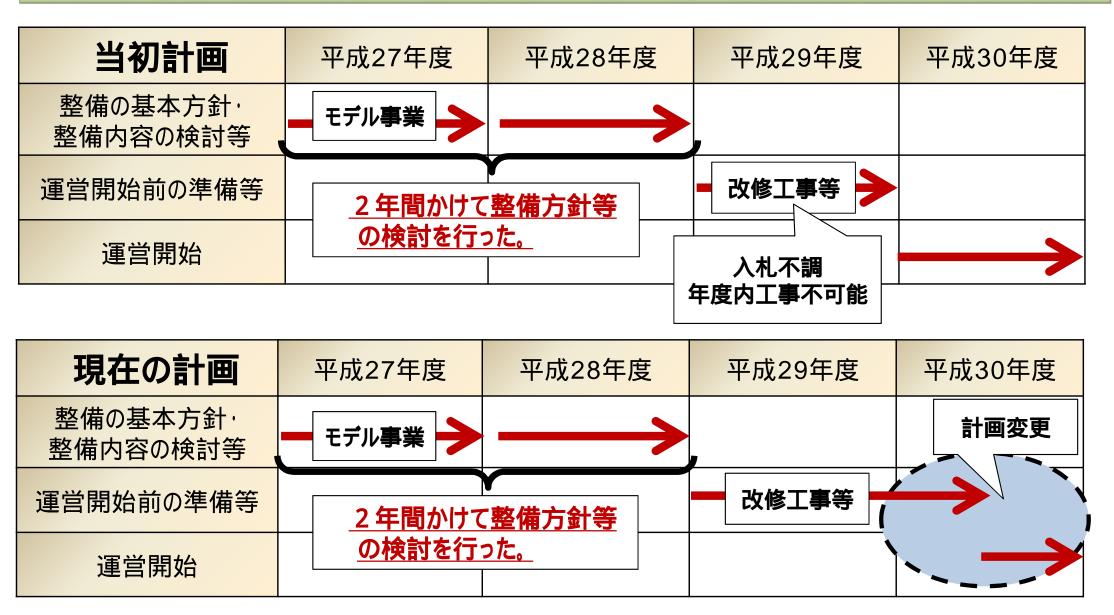
大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取

本市の実情に応じた体制の整備について協議を行う重要な役割を担 うものとして、<u>大分市障害者自立支援協議会等への意見聴取</u>を実施



## 大分市地域生活支援拠点等整備事業

### 大分市地域生活支援拠点等整備推進事業の年次計画



## 基本方針(整備方法)の検討

どの法人のサービスを利用しても、あるいは、していなくとも、誰でも気兼ねなく相談(通報)できたり、駆け込んだりすることができるといった、<u>法人の垣根を取り払った体制</u>を整備するためにも、面的整備型が望ましい。

市内には<u>500か所以上</u>の事業所があり、連携して市内全体を支援していくといったときにも、<u>十分な事業所数がある</u>と考えられるため、面的整備型が望ましい。

面的整備型を推進するにあたっては、メリットデメリットがあるが、各事業所が協力して知恵を出し合いながら、デメリットの項目を一つずつ解消し、メリットの項目をより増やしていく議論を行うことが大切である(項目は次頁参照)。

### 大分市の整備・運営方針『面的整備型』

市内の事業所等が連携して、障害者の地域生活を支援

# 多機能型・連携型の各問題点

	多機能拠点整備型	面的整備型
メリット	<ul><li>・運営管理が行いやすい</li><li>・専門職員育成がしやすい</li><li>・支援ネットワーク不要</li><li>・GH定員10 20名までに</li></ul>	・今のサービスを有効活用 ・財政負担が少ない ・バランスよい3障害対応 ・支援規模の拡大が容易 ・夜間等支援負担が分散
デメリット	<ul><li>・施設整備の財政負担大</li><li>・建設地の確保困難</li><li>・実施法人に夜間負担大</li><li>・専門性が偏り地域の資源になりにくい</li></ul>	<ul> <li>・運営管理が難しい</li> <li>・ネットワーク構築が難しい</li> <li>・情報共有が難しい</li> <li>・当番制の配置は<u>職員育</u></li> <li>成に時間を要し各法人に</li> <li>熟練した職員が必要</li> </ul>

## 相談

## これまでの相談支援拠点の場所



ホルトホール大分

大分駅南側正面

身体 · 知的 · 精神 · 児童委託相談 3 事業所

第2・4月曜、年末年始は休館日。

夜間帯も閉館

事務所狭小

相談室は2部屋のみ

開所日·時間 の拡充不可能

大分市の委託相談支援事業所

身体さざんか

知的・児童コーラス

精 神 きぼう 2 1

移転検討

## 相談

## 今後の相談支援拠点の場所



## 大分市障がい者相談支援センター

大分市直営の施設 (旧知的障害者通所訓練所「ホルト園」跡) 西部公民館と合築 入口は独立・各種設備 独自の施設運営が可能 部屋数が多い 緊急受入機能が可能

機能拡充

休所日を無くし、<u>年中無休</u> 平日の開所時間を3時間延長

緊急相談ダイヤル<u>「あんしんコール」の開設</u>。3事業所の共同運営 緊急時の受け入れための<u>休憩室の創設</u>

人員の確保が困難、夜間の相談支援ニーズを的確に踏まえる必要があるため、 運用開始時は、年中無休とするが、24時間対応は今後の検討事項とした。

# 緊急時の受け入れ・対応

## 緊急ヘルプコール

### 大分市障がい者相談支援センター

身体 · 知的 · 精神 · 児童

3 障害+児童の委託相談支援事業所が共同入居

## 緊急時受入

短期入所・G H 自立生活促進事業で活 用しているアパート等 緊急宿泊支援施設(新設)

## 緊急時出動

利用先法人 特定相談支援事業所等 相談支援センター 緊急時支援員(新設)

### 緊急時要請

救急·警察 行政 関係機関 専門機関

受け入れ先が無い

相談支援センター建物内の休憩室で一時待機(新設)



# 緊急時の受け入れ・対応

### 「短期入所」における緊急対応の際の課題について

緊急利用者の<u>状態等の確認が難しく</u>、十分な受入体制がとれない。 緊急利用に対応できる職員の確保が難しい。

緊急利用者に行動障がい等がある場合、<u>他の利用者や家族等から苦情が出るおそ</u>れがある。

### 本市の「緊急時の受け入れ・対応」対応の基本的な対応方針

緊急対応については、可能な限り対応者の負担軽減を図るとともに、障がい者本人にとっても、安心して支援を受けられるよう、*障がい者と面識があるサービス事業者による対応を基本*とする。



事業者による緊急受け入れを柔軟かつ効果的なものにするため

### 緊急時宿泊支援

短期入所等によるサービスでの対応が困難等緊急やむを得ない理由がある場合に限り、<u>市独自の緊急受入サービス</u>の創設。

# 緊急宿泊支援(市独自)

### 緊急宿泊支援の対象施設

#### 市障がい者相談支援センター



#### 宿泊施設(ホテル等)



#### 夜間帯等における通所施設



例えば、夜間 (サービス 利用時間外)に、多目 的室を緊急の受入先とし て活用

相談室

#### 運用について

夜間及び深夜を通じて1人以上の夜間支援従事者を緊急宿泊支援に従事させなければならない。ただし、一晩につき複数回以上の巡回による支援等により、支援対象者の安全確保等が図られる場合はこの限りではない。 通所施設で緊急受入を行う場合は、以下の基準等を満たすこと。

- ・消防法その他法令等を遵守するため、自動火災報知機設備を設置していること。
- ・収納設備等を除いた1人当たりの居室面積は、原則として7.43平方メートル以上であること。
- ・支援対象者に対しては、原則として通い慣れた施設や顔なじみの夜間従事者によって行うようにしなければならない。

# 緊急時支援員

#### 緊急時支援員とは・・・

緊急時における相談支援センターのバックアップ体制として、市内の協力法人による当番制により1日2名自宅等で待機し、相談支援センターからの支援要請により、次に掲げる直接支援を行う。

#### 業務内容

相談支援センターの支援要請に備え、自宅等で待機

(平日:午後6時から午後9時まで、土日祝日等:午前9時から午後6時まで)

障害者等の自宅や集合場所等への訪問による状況確認

虐待案件等につき保護要請があった場合の本人の安全確保

障害者等との対面により、支援に必要な情報の聞き取り及び相談支援

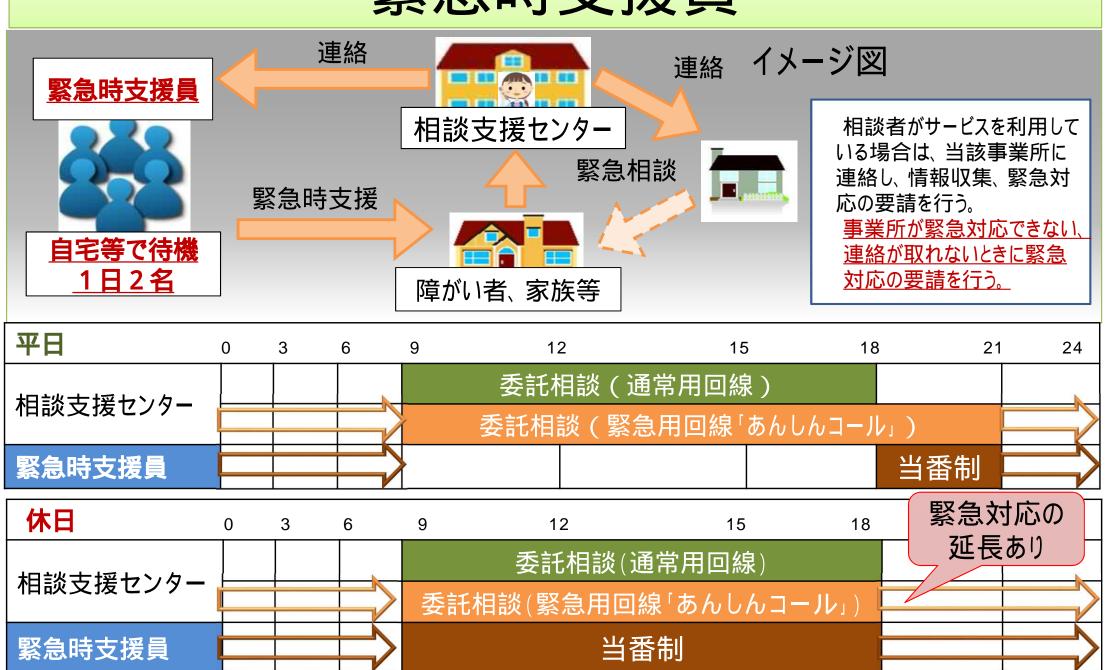
緊急受入施設までの送迎等の見守りの支援

緊急受入施設等での<u>見守り等の支援(緊急宿泊支援)</u>

その他必要な直接的な支援

現在、協力法人は19法人。1週間単位の当番制

# 緊急時支援員



## 緊急時支援員の委託料区分

#### 待機

区分	算定単位
平日(待機期間:午後6時~午後9時)	1人につき
土日祝日等(待機期間:午前9時~午後6時)	<i>II</i>

対応義務はないが、相談支援センター から緊急性が認められ、緊急時支援を 行った場合は委託料を支払う。 (自法人の利用者の場合を想定)

#### 緊急時支援(緊急宿泊支援を除く。)

#### 待機日における緊急時支援

所要時間	算定単位
2 時間未満	1 人につき
2時間~2時間30分未満	<i>"</i>
2時間30分~3時間未満	<i>"</i>
3 時間以上	<i>''</i>

#### 待機日以外における緊急時支援

所要時間	算定単位
2 時間未満	1回につき
2時間~2時間30分未満	"
2時間30分~3時間未満	"
3 時間以上	<i>''</i>

#### 緊急宿泊支援

MAIO IN	
区分	算定単位
夜間支援従事者を常時配置した場合	1 泊につき
夜間支援従事者を常時配置しない場合	<i>''</i>

施設入所支援、短期入所、共同生活援助 (夜間体制有)、宿泊型自立訓練等の施設・居住支援の利用中の場合や訪問系サービスの対象にできる場合は、対象外

# 事務局の設置

### 大分市障がい者虐待防止センターの移転

職員:再任用1名、嘱託2名

移転元:大分市役所本庁舎1F障害福祉課

移転先:大分市障がい者相談支援センター(委託相談との連携強化)

市役所内にあった「市障がい者虐待防止センター」を市障がい者相談支援センター内に移転し、連携した支援体制の充実を図り、<u>虐待案件の際にも相談支援センターを支援拠点として活用する。</u>

<u>市障がい者虐待防止センターの職員の併任</u>により、拠点事業に係る次に 掲げる事務を担当する。

相談支援センターの施設管理

緊急対応支援員の待機シフト(連絡先)作成

障害福祉サービス事業所の緊急連絡先の管理

緊急時支援の報告書の受理

障がい者の<u>事前登録制</u>(原則)の<u>管理</u>(運用検討中)等

# 体験の機会・場

## 自立生活促進事業 (市独自) 地域生活支援事業

- ・アパート等による宿泊訓練
- ·緊急一時利用可
- ·通所者(事前登録制)
- ·1泊2日程度

## グループホーム

- ·支給決定
- ・体験後の入居が前提
- ·日数限定(2週間前後
  - ~最大30日間)

体験利用をもっと利用しやすくするために

### ・支援対象者の拡大

- (知的 身体·知的·精神)
- ·<u>契約法人の拡充</u>
- (現在5法人から増やす)

·<u>日数下限の緩和</u>(<u>原則 8日</u> 間~最大 30日間)

# 専門的人材の確保・養成

## 日常の職務の遂行を通じたOJT

相談支援員、緊急時支援員のスキルアップ 相談支援専門員連絡会等を活用し、緊急事例に基づいた 研修会の定期的開催

困難事例の具体的な対応方法等の周知委託相談と計画相談の連携強化

## 課題·検討事項

重症心身障害児者を対象とした医療型短期入所が市内には 少ない(医療型短期入所2箇所)

医療機関によるサービス提供体制の充実が必要

専門的設備は施設整備により優先的に整備する方針

「地域の体制づくり」機能

# 地域の体制づくり

### 市内の法人と連携した緊急時支援体制の構築

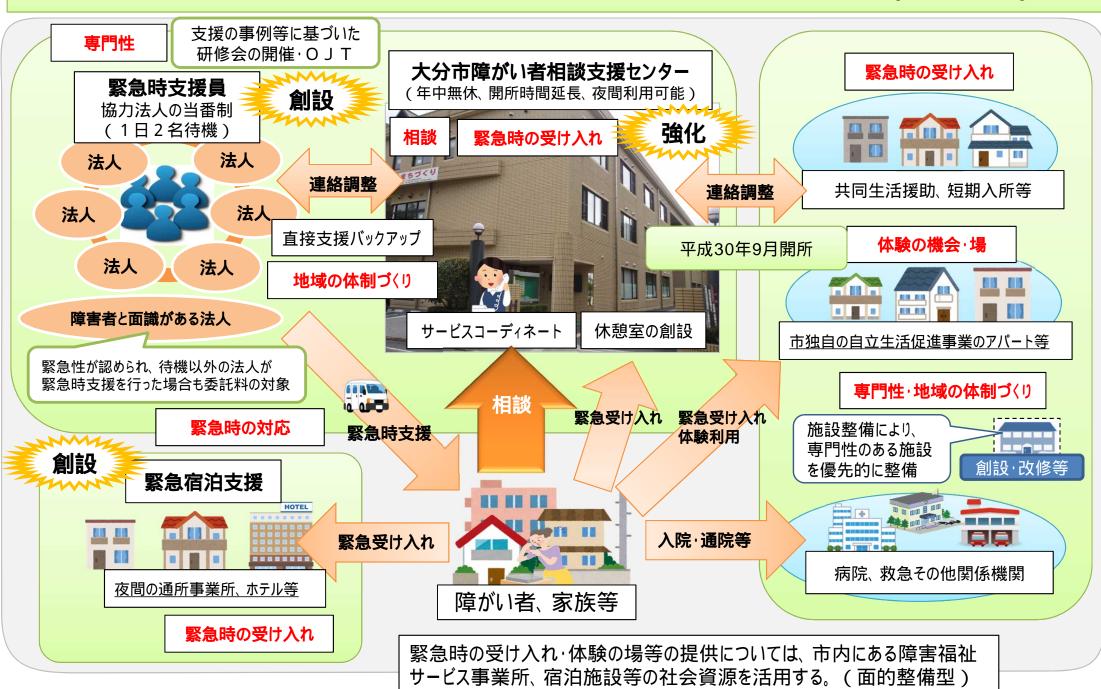
サービスの<u>コーディネート</u>は、<u>大分市障がい者相談支援センター</u>が 担当。

緊急時に直接支援が必要な場合、<u>参画法人から緊急時支援員の人員派遣</u>。(緊急時のバックアップ体制の構築)。 相談支援センターの支援要請により、<u>通所事業所等</u>が夜間等に緊急時支援を行った場合は、市独自で支援費を支給。

### 施設整備

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制を確保するため、 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の活用により、<u>事業候補</u> 者の選定を行うに当たっては、<u>医療的ケアや重度障害者等の受け入</u> れができるグループホームや短期入所等を<u>優先的に整備</u>していく。

### 大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ【面的整備型】(全体版)



### 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題及び方針

#### 医療的ケアの人材確保と育成が課題であり、医療機関との連携が必要

市内に医療型短期入所事業所が2か所しかな〈、資源が不十分。病院に短期入所用に1床確保できればよいが、病院は消極的。今後、ニーズを踏まえ、医療機関との連携の検討が必要

#### 重度障害者の受け入れ体制の整備

施設整備補助金の活用により、重度障害者等の受け入れができるグループホームや短期入所等を優先的に整備していく予定。

#### 24時間の支援体制の検討

DVや児童虐待、障害者の高齢化などに対応するために、夜間の支援体制や連携体制などの検討が必要

#### 支援対象者の事前登録制(原則)の導入

緊急時は、障害者の医療面の情報が最低限必要となり、情報が得られた場合は、実際の緊急時には、事業所も余裕をもって対応が可能なため、支援対象者の事前登録制の検討・導入が必要